

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書									
(宛先)狭山市長	申告者 (納税義務者)	住 所							
		氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)							
		個人番号又は法人番号							
		電 話 番 号							
狭山市税条例附則第10条の3第10項第12項の規定により、下記のとおり固定資産税の減額を申告します。									
令和 年 月 日									
物 件 内 容									
所 在 地	狭山市				家 屋 番 号				
種 類	専用住宅 併用住宅 マンション			構 造					
床 面 積	居住部分 m ²		その他の部分 m ²		合 計		m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日			登 記 年 月 日	年 月 日				
改 修 工 事 完 了 日	年 月 日	省 エ ネ 改 修 費 用	全体工事費用 円						
			改修に要した費用① 円						
			改修に伴う補助金等② 円						
			差引金額 ①－② 円						
			※自己負担額60万円を超えるものが対象(注)						
改 修 工 事 の 内 容	☐ 窓の断熱性を高める改修工事 ☐ 床等の断熱性を高める改修工事 ☐ 天井等の断熱性を高める改修工事 ☐ 壁の断熱性を高める改修工事 ※該当する□にレ印を記入してください。(現行の省エネ基準に適合するものであること)								
3か月以内に 提出できなかった理由	 ※工事完了日から3か月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。								

※注 改修工事に要した費用が60万円を超えること、又は改修工事に係る費用が50万円超であつて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円を超えること。

- 添付書類 1. 当該家屋の納税義務者の住民票の写し(※狭山市内に住所を有する場合は添付不要)
2. 熱損失防止改修工事等が行われた旨を証する書類(増改築等工事証明書)
3. 補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類
4. 長期優良住宅に係る認定通知書等の写し(※認定長期優良住宅に該当することとなった場合のみ)

注意 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者(納税義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

ご不明な点は、下記まで問い合わせください。

狭山市役所資産税課 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
電話04-2953-1111(内線1121～1123)

※処理欄(この欄は資産税課で記入します)

電 算 入 力	電 算 確 認	宛 名 コ ー ド	軽 減 コー ド	軽 減 期 間
				令 和 年 度